

## 揮発油税法基本通達新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

改 正 後				改 正 前			
(定義) 第1条 この通達において用いる用語の意義は、下表に定めるところによる。				(定義) 第1条 この通達において用いる用語の意義は、下表に定めるところによる。			
順号	省略用語	省略用語を規定する条項	省略用語を用いる条項	順号	省略用語	省略用語を規定する条項	省略用語を用いる条項
1～2	(省略)	(省略)	(省略)	1～2	同左	同左	同左
3	90%留出温度	6④	7①、8、24①	3	90%留出温度	6④	7①、8、24①、 <u>84③</u>
4～11	(省略)	(省略)	(省略)	4～11	同左	同左	同左
12	免税規格	10	60①、 <u>82②</u> 、83、85②、 86①③④⑤	12	免税規格	10	60①、 <u>83①</u> 、 <u>84③</u> 、85 ②、86①③④⑤
13～21	(省略)	(省略)	(省略)	13～21	同左	同左	同左
22	製造者等	55①(未納税蔵置場の 指定等)	55②、56②	22	製造者等	55①(未納税蔵置場の 指定等)	55②、56②、 <u>57</u>
23	(省略)	(省略)	(省略)	23	同左	同左	同左
24	(削除)	(削除)	(削除)	24	<u>発電燃料用揮発油</u>	<u>57(輸入に係る発電等 燃料用揮発油の指定 蔵置場)</u>	<u>84</u>
25～34	(省略)	(省略)	(省略)	25～34	同左	同左	同左

改 正 後	改 正 前
<p>(製造として取り扱わない行為)</p> <p><b>第10条</b> 次に掲げる行為は、前条第1項《製造の定義》の規定にかかわらず揮発油の製造には該当しないことに取り扱う。</p> <p>(1)～(7) (省略)</p> <p>(8) 特定用途免税の揮発油と他の物とを混合して使用することとしている場所において、<u>租特法第89条の3第1項及び同法第90条第1項《特定用途免税》</u>に掲げる用途(以下「特定用途」という。)に消費するために、これらの物を混和して揮発油(租特令第47条の7第2項各号、同令第48条第2項各号《特定用途免税の揮発油の規格》に定める規格(以下「免税規格」という。)を有しなくなるもの及び当該混和後一定期間貯蔵されるものを含む。)を造り出す行為</p> <p><b>第57条</b> (削除)</p> <p>(規格調整等の用語の意義)</p> <p><b>第59条</b> 令第5条第1号又は令第7条第1号《未納税免税の揮発油を移入できる場所》に規定する「揮発油の規格を調整」とは、特定用途免税の揮発油とするため揮発油にゴム又は油脂等の変性剤を混入する行為又は揮発油の品質を高める等のため揮発油に微量の添加剤を混入する行為等をいう。</p> <p>2 令第5条第2号又は令第7条第2号に規定する「長期間にわたって貯蔵す</p>	<p>(製造として取り扱わない行為)</p> <p><b>第10条</b> 次に掲げる行為は、前条第1項《製造の定義》の規定にかかわらず揮発油の製造には該当しないことに取り扱う。</p> <p>(1)～(7) 同左</p> <p>(8) 特定用途免税の揮発油と他の物とを混合して使用することとしている場所において、<u>租特法第89条の3第1項各号及び同法第90条第1項《特定用途免税》</u>に掲げる用途(以下「特定用途」という。)に消費するために、これらの物を混和して揮発油(租特令第47条の7第3項各号、同令第48条第2項各号《特定用途免税の揮発油の規格》に定める規格(以下「免税規格」という。)を有しなくなるもの及び当該混和後一定期間貯蔵されるものを含む。)を造り出す行為</p> <p><u>(輸入に係る発電等燃料用揮発油の指定蔵置場)</u></p> <p><b>第57条</b> <u>租特法第89条の3第1項第1号《特定用途免税の揮発油の用途》</u>に掲げる用途に供する揮発油(以下「発電等燃料用揮発油」という。)で輸入に係るものの蔵置場に対して規則第2条第1号《未納税引取を認める揮発油及び場所》の規定による指定を行う場合には、製造者又は元売業者に該当しない揮発油の輸入業者を「製造者等」に含め、また、第55条第1項第2号《未納税蔵置場の指定等》中「5,000キロリットル」とあるのを「20,000キロリットル」と読み替えて、同条の規定を適用することに取り扱う。</p> <p>(規格調整等の用語の意義)</p> <p><b>第59条</b> 令第5条第1号又は令第7条第1号《未納税免税の揮発油を移入できる場所》に規定する「揮発油の規格を調整」とは、特定用途免税の揮発油とするため揮発油に<u>重油、ゴム又は油脂等</u>の変性剤を混入する行為又は揮発油の品質を高める等のため揮発油に微量の添加剤を混入する行為等をいう。</p> <p>2 令第5条第2号又は令第7条第2号に規定する「長期間にわたって貯蔵す</p>

改 正 後	改 正 前
<p>るための揮発油」とは、製品としての揮発油を常時蔵置している貯蔵タンク（出荷タンクと兼用するものを含む。）に<u>受け入れる</u>ための揮発油をいう。</p> <p>（特定用途の範囲等）</p> <p><b>第82条</b> 特定用途免税の揮発油に係る次の各号に掲げる用語の意義等は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>なお、<u>第2号の用途は租特法上のみなし揮発油以外の揮発油のみに、第4号から第7号までの用途は租特法上のみなし揮発油のみに適用されるのであるから留意する。</u></p> <p>(1) ゴムの溶剤用 天然ゴム又は合成ゴムを溶解するための用途をいい、次に掲げる用途を含むことに取り扱う。</p> <p>イ ゴムホース、ゴム靴等のゴム製品のはり合わせ工程等において、ゴム生地の表面を溶解又は膨潤するための用途</p> <p>ロ ゴムの製造用機械器具等の洗浄用</p> <p>ハ ゴムを原料の一部とする製品（ゴムに各種の配合剤及び顔料を混合したいわゆる配合ゴムを含む。）を製造する際に、ゴムとゴム以外の物とを同時に又は前後して溶解するための用途</p> <p>(2) 電気絶縁塗料の製造用 電気機器及びその材料の絶縁処理に用いるコイルワニス、コアワニス、マイカ用ワニス、接着用ワニス及びコイルエナメル等の塗料の原料とするための用途をいい、これらの塗料の消費者又は販売者等が電気絶縁塗料を希釈するための用途を含まない。</p>	<p>るための揮発油」とは、製品としての揮発油を常時蔵置している貯蔵タンク（出荷タンクと兼用するものを含む。）に<u>受入れる</u>ための揮発油をいう。</p> <p>（特定用途の範囲等）</p> <p><b>第82条</b> 特定用途免税の揮発油に係る次の各号に掲げる用語の意義等は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>なお、<u>第1号、第3号及び第4号の用途は租特法上のみなし揮発油以外の揮発油のみに、第6号から第9号までの用途は租特法上のみなし揮発油のみに適用されるのであるから留意する。</u></p> <p>(1) <u>発電用のボイラー 電気事業者が使用する発電用のボイラーをいい、いわゆる自家発電のためのものを含まない。</u></p> <p>(2) ゴムの溶剤用 天然ゴム又は合成ゴムを溶解するための用途をいい、次に掲げる用途を含むことに取り扱う。</p> <p>イ ゴムホース、ゴム靴等のゴム製品のはり合わせ工程等において、ゴム生地の表面を溶解又は膨潤するための用途</p> <p>ロ ゴムの製造用機械器具等の洗浄用</p> <p>ハ ゴムを原料の一部とする製品（ゴムに各種の配合剤及び顔料を混合したいわゆる配合ゴムを含む。）を製造する際に、ゴムとゴム以外の物とを同時に又は前後して溶解するための用途</p> <p>(3) 電気絶縁塗料の製造用 電気機器及びその材料の絶縁処理に用いるコイルワニス、コアワニス、マイカ用ワニス、接着用ワニス及びコイルエナメル等の塗料の原料とするための用途をいい、これらの塗料の消費者又は販売者等が電気絶縁塗料を希釈するための用途を含まない。</p> <p>(4) <u>ノルマルパラフィンの脱着溶剤用 ノルマルパラフィンの製造装置の一部である吸着塔に充てんされたモレキュラー・シーブに、原料灯油又は原料軽油中に含まれているノルマルパラフィン</u>を吸着させた後に、その吸着されたノルマルパラフィンを当該モレキュラー・シーブから離脱させるた</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(3) 接着剤の製造用 樹脂系接着剤、アスファルト系接着剤、ゴム系接着剤等の接着剤（粘着剤を含む。）を製造する際に、原料を溶解等するための用途をいい、次に掲げる用途を含む。</p> <p>イ 接着剤の希釈用溶剤の製造用</p> <p>ロ 接着剤の製造用機械器具等の洗浄用</p> <p>(注) 「ゴムの溶剤用」と競合する部分の用途については、その製造場の実態に応じ、ゴムの溶剤用を含むことに取り扱って差し支えない。</p> <p>(4) 塗料の製造用 各種の塗料を製造する際に、原料を溶解等するための用途をいい、次に掲げる用途を含む。</p> <p>イ 塗料（電気絶縁塗料を含む。）の希釈用溶剤の製造用</p> <p>ロ 塗料の製造用機械器具等の洗浄用</p> <p>(5) 印刷用インキの製造用 各種の印刷用インキを製造する際に、原料を溶解等するための用途をいい、次に掲げる用途を含む。</p> <p>イ 印刷用インキの希釈用溶剤の製造用</p> <p>ロ 印刷用インキの製造用機械器具等の洗浄用</p> <p>(6) 洗浄用 各種の機械器具、容器又は被塗装物等に付着しているほこり、油脂等を除去するための用途をいう。</p> <p>(注) <u>第1号、第3号、第4号又は第5号</u>の各号における用途のうちこの号と競合する部分の用途については、その製造場の実態に応じて、それぞれの号の用途に含むことに取り扱って差し支えない。</p> <p>(7) プラスチックその他の離型用 プラスチック、合成樹脂、合成ゴム、各</p>	<p><u>めの用途をいい、当該製造装置の運転開始時におけるモレキュラー・シーブの脱水用の用途を含む。</u></p> <p>(注) 1 <u>「モレキュラー・シーブ」とは、人造沸石の小さな粒による分子ふるいをいう。</u></p> <p>2 <u>「脱着」とは、吸着状態にある物質が吸着面から離脱する現象をいう。</u></p> <p>(5) 接着剤の製造用 樹脂系接着剤、アスファルト系接着剤、ゴム系接着剤等の接着剤（粘着剤を含む。）を製造する際に、原料を溶解等するための用途をいい、次に掲げる用途を含む。</p> <p>イ 接着剤の希釈用溶剤の製造用</p> <p>ロ 接着剤の製造用機械器具等の洗浄用</p> <p>(注) 「ゴムの溶剤用」と競合する部分の用途については、その製造場の実態に応じ、ゴムの溶剤用を含むことに取り扱って差し支えない。</p> <p>(6) 塗料の製造用 各種の塗料を製造する際に、原料を溶解等するための用途をいい、次に掲げる用途を含む。</p> <p>イ 塗料（電気絶縁塗料を含む。）の希釈用溶剤の製造用</p> <p>ロ 塗料の製造用機械器具等の洗浄用</p> <p>(7) 印刷用インキの製造用 各種の印刷用インキを製造する際に、原料を溶解等するための用途をいい、次に掲げる用途を含む。</p> <p>イ 印刷用インキの希釈用溶剤の製造用</p> <p>ロ 印刷用インキの製造用機械器具等の洗浄用</p> <p>(8) 洗浄用 各種の機械器具、容器又は被塗装物等に付着しているほこり、油脂等を除去するための用途をいう。</p> <p>(注) <u>第2号、第5号、第6号又は第7号</u>の各号における用途のうちこの号と競合する部分の用途については、その製造場の実態に応じて、それぞれの号の用途に含むことに取り扱って差し支えない。</p> <p>(9) プラスチックその他の離型用 プラスチック、合成樹脂、合成ゴム、各</p>

改 正 後	改 正 前
<p>種の建材等を原料として各種の成型品を製造する際に、型離れを容易にするために用いる用途をいい、離型剤の製造用を含む。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(免税規格の測定等)</p> <p>第83条 免税規格の測定方法等は次による。</p> <p>(1) <u>留出温度は、ゴム又は油脂を混入する前のものについて測定して差し支えない。</u></p> <p>(2)～(4) (省略)</p> <p>(削除)</p> <p>第84条 (削除)</p>	<p>種の建材等を原料として各種の成型品を製造する際に、型離れを容易にするために用いる用途をいい、離型剤の製造用を含む。</p> <p>2 同左</p> <p>(免税規格の測定等)</p> <p>第83条 免税規格の測定方法等は次による。</p> <p>(1) <u>オクタン価及び留出温度は、重油若しくは原油、ゴム又は油脂を混入する前のものについて測定して差し支えない。</u></p> <p>(2)～(4) 同左</p> <p>2 <u>租特令第47条の7第3項第4号イ《脱着溶剤の規格》に掲げる揮発油には、ノルマルペンタン又はノルマルペンタンを主成分とする揮発油とイソオクタンを主成分とする揮発油とをノルマルパラフィンの製造装置に各別に投入し、その製造装置内において混和して所定の規格の揮発油を製造している場合の当該揮発油も含むことに取扱う。</u></p> <p>(<u>発電等燃料用揮発油の変性の特例</u>)</p> <p>第84条 <u>船舶に積載した揮発油で租特令第47条の7第3項第1号《発電等燃料用揮発油の規格》に定める規格を有しないもの（以下この条において「未変性の揮発油」という。）に、同号の規定による重油若しくは原油の混入及び着色（以下この条において「変性」という。）をして発電等燃料用揮発油とする場合には、次のいずれにも該当するときに限り、変性済みの揮発油がその製造場から移出され、又はその保税地域から引き取られたことに取り扱う。</u></p> <p>(1) <u>当該揮発油を移出しようとする製造者又は当該揮発油を引き取ろうとする引取人の責任において、製造場又は保税地域のふ頭に係留中の船舶の同一船そうに、未変性の揮発油と変性のための重油等とが積み込まれること。</u></p> <p>(2) <u>未変性の揮発油及び変性のための重油等の性状及び数量並びに変性後の揮発油の性状及び数量等が明らかに記録され、かつ、その記録が保存され</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>ること。</u></p> <p><u>2 既に変性済みの発電等燃料用揮発油と同一の性状を有している揮発油を、発電等燃料用揮発油として製造場から移出し、又は保税地域から引取ろうとする場合には、当該揮発油につき改めて変性を要しないことに取り扱う。</u></p> <p><u>(注) 「同一の性状を有している揮発油」とは、当初から当該性状を有している軽質原油等に該当する揮発油はもとより、租特令第47条の7第3項第1号に規定する重油又は原油とは規格の異なる重油又は原油が揮発油に混和された結果当該性状を有することとなった揮発油を含む。</u></p> <p><u>3 発電等燃料用揮発油の貯蔵タンクの不足又は陸揚げ若しくは出荷等における保安のため、やむを得ず当該揮発油に他の炭化水素が混和されることとなる場合には、その混和割合によりその比重が0.8017を前後し又は90パーセント留出温度が267度を前後することがあっても、その混和後の炭化水素油（発電等燃料用揮発油の免税規格に適合しているものに限る。）をすべて発電等燃料用揮発油に該当するものとして取り扱って差し支えない。</u></p>

改 正 後

別 表

「83条《免税規格の測定等》関係」

アクリロニトリルブタジエンゴムの体積変化率等の簡易計算表

3 蒸気圧  
(計算式)

$$\Sigma \frac{\frac{a}{b} \times c}{\Sigma \frac{a}{b}} \leq 16$$

a = 各成分の重量比 (%)

b = 各成分に対応した分子量

c = 各成分に対応した蒸気圧 (キロパスカル)

(各成分に対応した分子量及び蒸気圧)

物 品 名	分子量 (b)	蒸気圧 (c)
メタノール	32	34.029
エタノール	46	16.671
プロパノール	60	6.276
イソプロピルアルコール	60	12.650
メチルセロソルブ	76	2.255
ブタノール	74	2.255
イソブチルアルコール	74	5.491

改 正 前

別 表

「83条《免税規格の測定等》関係」

アクリロニトリルブタジエンゴムの体積変化率等の簡易計算表

3 蒸気圧  
(計算式)

$$\Sigma \frac{\frac{a}{b} \times c}{\Sigma \frac{a}{b}} \leq 0.163$$

a = 各成分の重量比 (%)

b = 各成分に対応した分子量

c = 各成分に対応した蒸気圧指数

(各成分に対応した分子量及び蒸気圧指数)

物 品 名	分子量 (b)	指数 (c)
メタノール	32	0.347
エタノール	46	0.170
プロパノール	60	0.064
イソプロピルアルコール	60	0.129
メチルセロソルブ	76	0.023
ブタノール	74	0.023
イソブチルアルコール	74	0.056

改 正 後			改 正 前		
エチルセロソルブ	90	<u>1.176</u>	エチルセロソルブ	90	<u>0.012</u>
ブチルセロソルブ	118	<u>0.294</u>	ブチルセロソルブ	118	<u>0.003</u>
アセトン	58	<u>54.721</u>	アセトン	58	<u>0.558</u>
メチルエチルケトン	72	<u>24.026</u>	メチルエチルケトン	72	<u>0.245</u>
メチルイソブチルケトン	100	<u>6.374</u>	メチルイソブチルケトン	100	<u>0.065</u>
シクロヘキサノン	98	<u>1.372</u>	シクロヘキサノン	98	<u>0.014</u>
イソホロン	138	<u>0.098</u>	イソホロン	138	<u>0.001</u>
酢酸メチル	74	<u>48.052</u>	酢酸メチル	74	<u>0.490</u>
酢酸エチル	88	<u>23.339</u>	酢酸エチル	88	<u>0.238</u>
酢酸ブチル	116	<u>4.511</u>	酢酸ブチル	116	<u>0.046</u>
トルオール	92	<u>7.649</u>	トルオール	92	<u>0.078</u>
キシロール	106	<u>1.961</u>	キシロール	106	<u>0.020</u>
ノルマルヘキサン	86	<u>34.715</u>	ノルマルヘキサン	86	<u>0.354</u>
シクロヘキサン	84	<u>21.378</u>	シクロヘキサン	84	<u>0.218</u>
ノルマルヘプタン	100	<u>11.375</u>	ノルマルヘプタン	100	<u>0.116</u>
ノルマルオクタン	114	<u>3.628</u>	ノルマルオクタン	114	<u>0.037</u>
1分子を構成する炭素原子の数が8個以上12個未満の芳香族炭化水素(エチルベンゾール等)	148	<u>1.961</u>	1分子を構成する炭素原子の数が8個以上12個未満の芳香族炭化水素(エチルベンゾール等)	148	<u>0.020</u>
(適用要件) 上記の表に掲げる物品以外の物品を混和したものについては適用しない。			(適用要件) 上記の表に掲げる物品以外の物品を混和したものについては適用しない。		

改 正 後	改 正 前
<p>(計算例)</p> <p>配合割合</p> <p>トルオール 70 kg</p> <p>ノルマルヘキサン 20 kg</p> <p>プロパノール 10 kg</p> $\frac{\frac{70}{92} \times 7.649}{\frac{70}{92} + \frac{20}{86} + \frac{10}{60}} + \frac{\frac{20}{86} \times 34.715}{\frac{70}{92} + \frac{20}{86} + \frac{10}{60}} + \frac{\frac{10}{60} \times 6.276}{\frac{70}{92} + \frac{20}{86} + \frac{10}{60}}$ $= \frac{0.760 \times 7.649 + 0.232 \times 34.715 + 0.166 \times 6.276}{1.158}$ $= \frac{5.813 + 8.053 + 1.041}{1.158}$ $= 12.873 < 16$	<p>(計算例)</p> <p>配合割合</p> <p>トルオール 70 kg</p> <p>ノルマルヘキサン 20 kg</p> <p>プロパノール 10 kg</p> $\frac{\frac{70}{92} \times 0.078}{\frac{70}{92} + \frac{20}{86} + \frac{10}{60}} + \frac{\frac{20}{86} \times 0.354}{\frac{70}{92} + \frac{20}{86} + \frac{10}{60}} + \frac{\frac{10}{60} \times 0.064}{\frac{70}{92} + \frac{20}{86} + \frac{10}{60}}$ $= \frac{0.760 \times 0.078 + 0.232 \times 0.354 + 0.166 \times 0.064}{1.158}$ $= \frac{0.059 + 0.082 + 0.010}{1.158}$ $= 0.130 < 0.163$

